

徳島県人事委員会告示第五号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和七年七月三十日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年八月八日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

採用候補者名簿の名称		
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿		
徳島県市町村立小・中学校職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	学校事務	令和六年七月三十日
	行政事務、警察事務、病院事務、電気、電気（設備）、農業、水産、薬剤師、管理栄養士、心理、保健師、化学、福祉、少年補導職員	令和六年七月三十日
	採用候補者名簿に記載されている試験区分	確定年月日